相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区文花一丁目一番地、最後の住所東京都墨田区文花一丁目二六番三〇―五〇六号　被相続人　亡　茂木　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

東京都千代田区神田神保町三丁目六番一五号ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区境之谷三四番地、最後の住所横浜市戸塚区下倉田町三九〇番地一　メゾン島村三〇七号　被相続人　亡　飯塚　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

横浜市中区弁天通一―一〇　新大宗弁天通ビル三―三〇二号室

相続財産管理人　弁護士　塚越　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田一丁目六番、最後の住所神奈川県平塚市大神二〇六一番地の三　被相続人　亡　髙橋　利在

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

神奈川県平塚市錦町一五番一七号ＫＳ管理ビル一〇二号

相続財産管理人　弁護士　野　広司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市多摩区栗谷三丁目一二番、最後の住所川崎市多摩区栗谷三丁目一二番四号　被相続人　亡　山下　宣幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

東京都町田市森野一丁目三七番一〇号　Ｗａｌｄ一三七　四階　島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島　弘毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市大字上吉羽一三三二番地、最後の住所愛知県豊橋市雲谷町字上ノ山六五番地一三八　被相続人　亡　峯崎　髙雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

愛知県豊橋市小畷町四四五番地廣田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区醍醐高畑町一番地、最後の住所京都市山科区西野山射庭ノ上町七五番地二　日ノ出荘一〇二　被相続人　亡　**西**村　雅博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

京都市中京区烏丸通二条下ル前田エスエヌビル九階　国松法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中出威一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市南高浜町八七六番地、最後の住所大阪府吹田市長野西二番二八―二〇八号　被相続人　亡　見矢　紀之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市下津井二丁目九二七番地、最後の住所岡山県倉敷市下津井二丁目五番四〇号　被相続人　亡　松本美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

岡山県倉敷市児島稗田町一八〇八番地八

相続財産管理人　三澤　敏幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市志和町志和東四三二八番地、最後の住所広島市中区舟入町八番三一―四〇一号　被相続人　亡　信廣　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

事務所広島市中区八丁堀一二―一　八丁堀第一鯉城ビル三階

相続財産管理人　弁護士　伊藤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所広島県福山市引野町北四丁目一五番七号　被相続人　亡　東政夫こと　鄭　宗謨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

事務所広島県福山市御幸町大字中津原一五四〇番地一　相続財産管理人　一安　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県霧島市横川町中ノ一八六七番地、最後の住所福岡市南区花畑三丁目四〇番五号　被相続人　亡　猿渡　武臣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

福岡市中央区警固二丁目一七番三〇号ソロンけやき通りビル七〇三号　中原宏治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　宏治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区住吉四丁目二八八番地、最後の住所福岡市博多区美野島三丁目二〇番一〇―九二〇号　被相続人　亡　奥田　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

福岡市中央区警固二丁目一七番三〇号ソロンけやき通りビル七〇三号　中原宏治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　宏治

第53期決算公告

平成27年8月11日　東京都中央区銀座二丁目10番6号

共友商事株式会社

代表取締役社長　長谷川正弘

貸借対照表の要旨　（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	268,414	流動負債	37,161
固定資産	27,985	（賞与引当金）	(2,882)
		固定負債	6,023
		（退職給付引当金）	(6,023)
		株主資本	252,555
		資本金	10,000
		利益剰余金	242,555
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	240,055
		（うち当期純利益）	(98,691)
		評価・換算差額等	659
		その他有価証券評価差額金	659
資産合計	296,399	負債・純資産合計	296,399